|  |
| --- |
| **５０２１．輸入申告等照会** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＩＤ  （ＩＩＤ０Ｗ） | 輸入申告等照会 |

１．業務概要

以下の手続き（以下、輸入申告等という。）の内容及び手続き状況を照会する。

本業務は該当輸入申告等情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

①輸入申告

②輸入申告（少額関税無税）（航空のみ）

③蔵出輸入申告

④移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）」業務による申告を含む。）

⑤総保出輸入申告（ＭＷＣ業務による申告を含む。）

⑥輸入許可前貨物引取（以下、「ＢＰ」という。）承認申請

⑦蔵入承認申請

⑧移入承認申請

⑨総保入承認申請

⑩展示等申告

⑪輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告および蔵出輸入（引取）申告を含む。）

⑫特例申告（特例委託特例申告を含む。）

⑬特例申告期限内訂正（特例委託特例申告期限内訂正を含む。）

⑬⑭輸入マニフェスト通関申告（航空のみ）

⑮海上簡易輸入申告（海上のみ）

⑭⑯一括特例申告

⑮⑰特例委託一括特例申告

２．入力者

全利用者（厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）システムに登録されている利用者であること。

（Ｂ）入力者が税関以外の場合は、検査立会者として指定されている利用者であるか、以下（ａ）（ｂ）のいずれかであること。

（ａ）入力者が通関業者の場合は、以下のいずれかの利用者であること。

①手続きを行った利用者

②手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されている利用者

③申告等予定者または輸入申告等を行った利用者に対して、申告可能な旨がシステムに登録されている利用者

（ｂ）入力者が輸出入者の場合は、以下のいずれかであること。

①輸入申告ＤＢ等に登録されている輸入者、または輸入取引者または税関事務管理人の情報出力先と同一の利用者コードであること。

②輸入申告ＤＢ等に登録されている輸入者、または輸入取引者または税関事務管理人の情報出力先と異なる利用者コードである場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸入申告ＤＢ等チェック

（Ａ）入力された申告等番号が輸入申告ＤＢ、移出輸入申告ＤＢ、輸入マニフェスト通関申告ＤＢまたは一括特例申告管理ＤＢに存在すること。

（Ｂ）入力者が輸出入者の場合は、以下のいずれかであること。

①許可・承認（ＢＰ承認、輸入許可前引取貨物の輸入申告に係る許可（ＩＢＰ許可）含む）されている。

②特例申告受理されている。

③展示等不承認されている。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、輸入申告等照会情報等または輸入申告等照会情報（輸入申告等照会情報）の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

（１）入力者が輸出入者以外の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 輸入申告等照会情報等＊１ | 輸入申告等（ＭＷＣ業務による手続きを除く。）に係る照会の場合は、以下のいずれかとして出力  （１）申告等種別が「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｒ」、「Ｔ」または「Ｖ」以外の場合は、輸入申告等照会情報として出力  （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合は、輸入（引取）申告照会情報として出力  （３）申告等種別が「Ｊ」、「Ｐ」または「Ｒ」の場合で、引取・特例識別欄に「Ｈ」の入力がある場合は、輸入（引取）申告照会情報として出力  （４）申告等種別が「Ｊ」、「Ｐ」または「Ｒ」の場合で、引取・特例識別欄に「Ｔ」の入力がある場合は、特例申告照会情報として出力  （５）申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合で、引取・特例識別欄に入力のない場合は、特例申告照会情報として出力 | 入力者 |
| エラーの場合 | 入力者 |
| 石油製品等移出（総保出）輸入申告照会情報＊１ | ＭＷＣ業務による手続きに係る照会の場合 | 入力者 |
| 輸入マニフェスト通関申告照会情報（航空のみ） | 輸入マニフェスト通関申告に係る照会の場合 | 入力者 |
| 海上簡易輸入申告照会情報（海上のみ） | 海上簡易輸入申告に係る照会の場合 | 入力者 |
| 一括特例申告照会情報 | 申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合で、引取・特例識別欄に「Ｘ」の入力がある場合 | 入力者 |

（＊１）出力内容により、端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０７「輸入申告等照会情報等のレイアウトについて」を参照。

（２）入力者が輸出入者の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 輸入申告等照会（輸出入者用）情報＊１ | 輸入申告等（ＭＷＣ業務による手続きを除く。）に係る照会の場合で、申告等種別が「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｒ」、「Ｔ」または「Ｖ」以外の場合 | 入力者 |
| 輸入申告等照会情報（輸入申告等照会情報） | エラーの場合 | 入力者 |
| 特例申告照会（輸出入者用）情報＊１ | 輸入申告等（ＭＷＣ業務による手続きを除く。）に係る照会の場合で、以下のいずれかの場合  （１）申告等種別が「Ｊ」、「Ｐ」または「Ｒ」の場合で、引取・特例識別欄に「Ｔ」の入力がある場合  （２）申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合で、引取・特例識別欄に入力のない場合 | 入力者 |
| 輸入申告等照会情報（輸入（引取）申告照会情報）＊１ | 輸入申告等（ＭＷＣ業務による手続きを除く。）に係る照会の場合で、以下のいずれかの場合  （１）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合  （２）申告等種別が「Ｊ」、「Ｐ」または「Ｒ」の場合で、引取・特例識別欄に「Ｈ」の入力がある場合 | 入力者 |
| 石油製品等移出（総保出）輸入申告照会（輸出入者用）情報＊１ | ＭＷＣ業務による手続きに係る照会の場合 | 入力者 |
| 輸入マニフェスト通関申告照会情報（航空のみ） | 輸入マニフェスト通関申告に係る照会の場合 | 入力者 |
| 海上簡易輸入申告照会情報（海上のみ） | 海上簡易輸入申告に係る照会の場合 | 入力者 |
| 一括特例申告照会情報 | 申告等種別が「Ｔ」または「Ｖ」の場合で、引取・特例識別欄に「Ｘ」の入力がある場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）口座識別及び納付方法識別について

許可後または特例申告受理後に納付方法を直納からマルチペイメントネットワーク（以下、「ＭＰＮ」という。）に変更した場合及びＭＰＮから直納に変更した場合は、輸入申告ＤＢに変更後の情報が反映されないため、口座識別欄及び納付方法識別欄に出力される内容には留意すること。

（２）出力される関連省庁の届出・申請番号について

関連省庁の届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、関連省庁別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

①食品等輸入届出受付番号欄

②輸入植物検査申請番号欄

③畜産物輸入検査申請番号欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（ＩＸＸ）」業務で確認することができる。

（３）申告可能者による照会権限について

利用者Ａが、「申告可能者登録（ＵＫＹ）」業務で、申告可能な利用者として、利用者Ｂを登録した場合、利用者Ａの申告情報について、利用者Ｂが照会可能となるが、利用者Ｂの申告情報については、利用者Ａが照会することはできない。

利用者Ｂが、ＵＫＹ業務で、申告可能な利用者として、利用者Ａを登録した場合、利用者Ｂの申告情報について、利用者Ａが照会可能となる。